

## 財団法人 横浜市青少年育成協会の公益認定について

(財)横浜市青少年育成協会は、平成20年12月の公益法人制度の見直しに伴い、本年6月24日に神奈川県へ公益財団法人への移行認定の申請を行いましたので、役員構成・定款等について、ご報告いたします。経過・予定は次のとおりです。

- 6月21日 常任委員会報告（申請に伴う協会の名称変更について）
- 6月24日 神奈川県へ移行認定申請（神奈川県公益認定審議会で審議）
- 12月下旬 認定予定

### 1 公益財団法人移行後の名称及び役員構成について

- (1) 名 称 公益財団法人 よこはまユース
- (2) 役員構成 (別紙名簿のとおり) ※役職は現状
  - 評議員 (5人) 川本工業 (株) 代表取締役社長 川本 守彦 ほか
  - 理 事 (5人) (財)横浜市青少年育成協会専務理事 大槻 哲夫 ほか
  - 監 事 (1人) 税理士 高橋 明

- \* 評議員・・・法人の理事、監事等を選任・解任できる。法律上3人以上必置、任期4年。
- \* 理 事・・・法人の業務執行（法人代表理事1人以上）。法律上3人以上必置、任期2年。
- \* 監 事・・・理事の職務の執行を監査。法律上1人以上必置、任期4年。

### 2 公益財団法人移行後の定款と現法人寄付行為の主な変更点比較

	移 行 後	移 行 前
名 称	公益財団法人 よこはまユース (定款第1条)	財団法人 横浜市青少年育成協会 (寄付行為第1条)
目 的	すべての青少年が周囲の人から見守られ、人のつながりのなかで成長していくことができる社会を醸成するとともに、青少年自らが学び育つ機会を提供することにより、青少年の成長に寄与する。(定款第3条抜粋)	次代を担う青少年の主体性や創造性を育みつつ、心豊かな成長を図るため、市の施策と連携し、学校、地域や市民団体、企業等と協働し、諸事業を行い、もって青少年の育成に寄与する。(寄付行為第3条抜粋)
事 業	(1) 青少年活動支援事業 (2) 青少年を支える人材育成事業 (3) 青少年に体験機会や活動の場を提供する事業 その他必要事業 (定款第4条抜粋)	(1) 青少年の自立と成長を促す活動 (2) 青少年が地域社会で成長する活動 (3) 青少年リーダーや青少年指導者養成 (4) 青少年育成ボランティア活動推進 その他必要事業 (寄付行為第4条抜粋)
評 議 員 評議員会	(1) 評議員会の権限 理事の選解任、会計書類の承認、定款の変更等 (定款第16条) * 意思決定機関 (2) 人数 4人以上8人以内 (定款第12条)	(1) 評議員会の権限 理事長の諮問に応じ、法人の業務執行に関する重要事項等を審議 (寄付行為第30条) * 諮問機関 (2) 人数 18人以上23人以内 (寄付行為第29条)

役員等 理事会	<p>(1)権限</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・理事会 法人の業務執行の決定等 (定款第 36 条) *業務執行機関</li> <li>・監事 理事の職務執行監査、法人の 業務・財産状況調査等 (定款第 27 条)</li> </ul> <p>(2)人数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・理事 4人以上8人以内</li> <li>・監事 2人以内 (定款第 24 条)</li> </ul>	<p>(1)権限</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・理事会 法人の運営に関し重要な 事項の議決等 (寄付行為第 21 条) *意思決定機関</li> <li>・監事 法人の財産状況監査、理事の 業務執行状況監査等 (寄付行為第 16 条)</li> </ul> <p>(2)人数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・理事 15人以上20人以内</li> <li>・監事 2人 (寄付行為第 15 条)</li> </ul>
------------	--	--

### 3 公益財団法人移行後の指定管理施設の管理運営について

公益法人制度改革により指定管理者が新たな法人に移行する場合の、本市の取り扱いは次のとおりです。

- ・ 法人としての同一性が保持されている場合 → 再度の指定は不要
- ・ 法人としての同一性が保持されていない場合 → 再度の指定は必要

(財)横浜市青少年育成協会は、平成 18 年度～22 年度の 5 年間、指定管理者として青少年 4 施設(横浜こども科学館他)の管理運営を行っています。

現法人は、従来から「青少年の育成に寄与する」という公益目的による事業を実施するための団体であり、他の団体との合併も行われないことから、公益財団法人へ移行後も法人としての同一性は保持されますので、再指定の手続きを行わずに、引き続き、同財団が青少年 4 施設の管理運営を行います。

#### [参考] 現法人(財)横浜市青少年育成協会の概要

(財)横浜市青少年育成協会は、平成 17 年 2 月 1 日に、(社)横浜ボランティア協会(昭和 49 年設立)と、(財)横浜市青少年科学普及協会(昭和 58 年設立)を解散・統合し、本市青少年育成施策の総合推進を目的として設立された本市の外郭団体です。

(1)基本金 303,900 千円 (うち横浜市出資額: 290,000 千円 本市出資割合: 95.4%)

(2)代表者 理事長 川本 守彦(川本工業(株) 代表取締役社長)

(3)所在地 横浜市中区住吉町 4 丁目 4 2 番地 1 号 横浜市青少年育成センター内

(4)主な事業

ア 青少年 4 施設(指定管理施設: 横浜こども科学館、横浜市野島青少年研修センター、横浜市青少年育成センター、横浜市青少年交流センター)の管理運営、事業実施  
指定管理料 414,316 千円(平成 22 年度予算)

イ 放課後児童育成事業実施(放課後キッズクラブ 20 か所運営)  
補助金 237,987 千円(平成 22 年度予算)

ウ 青少年育成に携わる人材育成のための講座・研修、体験プログラムの開発、広報活動等  
補助金 34,786 千円(平成 22 年度予算)

公益財団法人よこはまユース 評議員等名簿

■評議員

(順不同・敬称略)

氏名	所属等	備考
かわもと もりひこ 川本 守彦	川本工業株式会社代表取締役社長	経済界 現理事長
たなべ よしかつ 田邊 義勝	有限会社横濱ランパート協会代表取締役	経済界 現評議員
こじま けんいち 小島 謙一	横浜創英短期大学学長	学識経験者 現理事
ながい とおる 永井 徹	首都大学東京都市教養学部教授	学識経験者
たねがしま きち 種子島 幸	株式会社テレビ神奈川編成局編成部副部長	報道関係 現評議員

■役員等

(順不同・敬称略)

氏名	所属等	備考
おおつき てつお 大槻 哲夫	財団法人横浜市青少年育成協会 専務理事兼事務局長	代表理事
いわくら のりお 岩倉 憲男	財団法人横浜市青少年育成協会 常務理事兼総務企画部長	業務執行理事
ひらの よしあき 平野 嘉昭	財団法人横浜市青少年育成協会 こども科学館担当部長兼事業課長	業務執行理事
おおつき しげみ 大槻 繁美	財団法人横浜市青少年育成協会 こども科学館担当部長兼管理課長	業務執行理事
おおむかい てつお 大向 哲夫	株式会社大向代表取締役（財団法人横浜市青少年 育成協会前基金委員会委員長）	理事
たかはし あきら 高橋 明	高橋明税理士事務所	監事（税理士）